



《会計・税務の知識》海外移住者に関する日本の税務

近年、海外移住をする方、又は、海外移住を考える方は増加傾向にあるようです。ただ、海外に移住しても日本での税法が適用される場合があります。そこで、海外移住者に関する日本の税法適用の可否について整理しました。

1. 所得税法上の納税義務者と課税所得の範囲

所得税法上、個人の納税義務者は「居住者」と「非居住者」とに、「居住者」は更に「永住者」と「非永住者」に区分され、課税対象所得が定められています。各区分の内容及び課税対象所得は下記表の通りです。

区分	定義	課税対象所得
居住者	永住者 国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人のうち非永住者以外の者	全世界所得
	非永住者 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内の間、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の個人	国内源泉所得と、日本に送金された国外源泉所得
非居住者	居住者以外の個人（現在まで日本に1年以上居所を有しない個人）	国内源泉所得

2. 国内源泉所得とは

所得税法上、非居住者が課税される国内源泉所得には、例えば次のようなものがあげられます。

- ・国内において行う事業又は国内にある資産の保有・運用若しくは譲渡により生じる所得
- ・国内法人から受ける剰余金の配当、利益の配当等

3. 相続税の納税義務者と課税財産の範囲

相続税法において、納税義務を負うかどうかは、相続により財産を取得した方の住所及び国籍により、下記の3つに区分され、その区分により課税対象となる財産も規定されています。

①居住無制限納税義務者

相続により財産を取得した個人が、財産取得の時にあって日本に住所を有する者（これを「居住無制限納税義務者」という）は、国内・国外財産ともに課税対象となります。

②非居住無制限納税義務者

相続により財産を取得した日本国籍を有する個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有していないが、その者又は被相続人が相続の開始前5年以内の期間内に日本国内に住所を有していたことがある場合（この者を「非居住無制限納税義務者」という）、国内・国外財産ともに課税対象となります。

③制限納税義務者

相続により財産を取得した個人が、その財産を取得した時において日本国内に住所を有していない者で、②の非居住無制限納税義務者に該当しない者（これを「制限納税義務者」という）は、その取得した財産のうち国内財産が課税対象となります。

表にすると、下記の通りです。

相続人		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍あり	日本国籍なし
			5年以内に国内に住所あり	5年を超えて国内に住所なし		
被相続人	国内に住所あり	国内・国外財産ともに課税				のみに課税
	国内に住所なし	5年以内に国内に住所あり	5年を超えて国内に住所なし			

4. 相続税法上の国内財産とは

相続税法上の国内財産か否かは、その相続財産の所在が日本国内にあるかどうかにより判定され、税法上財産の種類に応じて、その相続により財産を取得した時の現況により規定されます。例えば以下では、株式、不動産の判定基準を示します。

- ・株式・・・発行法人の本店又は主たる事務所の所在地
- ・不動産・・・不動産の所在場所

5. 贈与税について

贈与税の納税義務者は、相続税の場合と同様の3種類に分類され、課税財産が決定されます（上記表にて相続人が受贈者、被相続人が贈与者となります）。

6. 結び

日本の税法の課税関係は前述の通りですが、居住地や財産の所在地等における各国の税法の適用を受ける可能性があります。海外移住を具体的に検討されている方は、一度専門家にご相談されてはいかがでしょうか。

（担当：椿 祐輔）